

市からの 連絡帳



年金

国民年金保険料の収納業務について民間委託を実施中

社会保険庁では、市場化テスト事業の一環として、国民年金保険料の未納の方に対する電話や文書による納付督促、また戸別訪問による納付督促および保険料の収納業務について、民間委託を実施しています。

民間委託にあたり委託事業者には、納付督促に必要となる未納情報を提供していますが、個人情報の保護に関する法律や独自の取り扱い規程、本事業に係る委託契約書などで、目的外使用や閲覧、漏えい、複写などを禁じるなど厳格な安全管理措置を講じています。

民間事業者が保険料をお預かりして収納する場合には、保険料の納付書をお持ちの場合に限られます。社会保険庁が発行した保険料の納付書をお持ちでない方から現金をお預かりして領収書を発行することはありませんのでご注意ください。

委託事業者  
 (株)もしもホットライン  
 実施期間  
 平成19年10月1日～平成22年9月30日  
 〇武蔵野社会保険事務所  
 (☎0422-56-1411)  
 健康年金課 〇(☎460-9825)

各種申請

西東京市民カードの引き替え窓口開設

自動交付機の利用を促進するため、印鑑登録証から市民カードへの引き替えおよび新規暗証番号登録、セキュリティ強化のため暗証番号変更、生分解性プラスチックで作成された壊れやすい市民カード(番号が金色で、先頭が「010」「011」)の引き替えのための窓口を開設します。

開設場所・時間  
 保谷庁舎...9月6日(土)、20日(土)

田無庁舎・9月13日(土)、27日(土)  
 午前9時～午後5時  
 手続きに必要なもの  
 印鑑登録証、ほうや市民カード、西東京市民カード

官公署の発行した顔写真付の身分証明書(運転免許証、旅券、住基カード<sup>※</sup>)

注意事項  
 破損カードを引き替える場合は、健康保険証や年金手帳、社員証などでも可能です。

代理人による申請は、代理人選任届(本人自筆)が必要です。

暗証番号を登録する場合は、必ず本人が来庁してください。保険証などしかお持ちでない方が暗証番号を登録する場合、2度来庁していただくか、保証人登録制度があります。

市民課 〇(☎460-9820)  
 保(☎438-4020)



来庁者の本人確認を実施中

市民課業務の各種届け出などの受付事務に関して、個人情報の保護を図り、住民に関する記録の管理を適正に行う必要があります。そのため両庁舎市民課・各出張所の窓口で本人確認を実施しています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

❖本人確認に必要なもの  
 運転免許証や旅券、住民基本台帳カード(写真付き)などの官公署が発行した顔写真付きの身分証明書の場合...1点

健康保険証や年金手帳、学生証などの場合...2点以上

❖代理人による届け出  
 代理人による届け出や証明書の請

求については、委任状が必ず必要になります。委任者本人の自筆で、次の項目を記載してください。

代理人の住所、氏名、生年月日  
 委任事項  
 委任する日  
 委任者本人の住所、署名、捺印(印鑑登録の場合、登録する印鑑を押印)  
 市民課 〇(☎460-9820)  
 保(☎438-4020)

住民基本台帳の閲覧利用状況

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項に基づき、平成19年7月1日～平成20年3月31日までの住民基本台帳の閲覧の状況を公表します。閲覧の詳細については、市HP、両庁舎情報公開コーナーでご覧ください。

〻住民基本台帳法第11条第1項による閲覧(国または地方公共団体) ...11件

〻住民基本台帳法第11条の2第1項による閲覧(個人または法人) ...33件

～法改正により閲覧制度が平成18年11月1日から変わりました～

従来の閲覧制度は廃止し、個人情報保護に留意するとともに、公益性が認められる場合に限定した制度として再構築されました。このことにより、営利目的でのダイレクトメールなどの閲覧は禁止されました。

❖改正の概要  
 閲覧は公益性が認められる場合に限定。  
 閲覧した情報の利用目的、管理責任等を明らかにする必要あり。  
 偽りその他不正な手段による閲覧や目的外利用に対する制裁措置を強化。  
 市民課 〇(☎460-9820)

高齢者福祉

「介護保険と高齢者福祉の手引き」改訂版の発行

平成18年度に全戸配布した「介護保険と高齢者福祉の手引き」の改訂

版を作成しました。「介護保険事業者ガイドブック」とあわせて、介護保険サービス・高齢者福祉サービスを円滑に利用するための情報としてご活用ください。

配布場所 高齢者支援課(両庁舎1階) 各地域包括支援センター  
 事業者ガイドブックは、市HPからもご覧いただけます。  
 高齢者支援課 保(☎438-4032)

防犯

新型防犯パトロール車の導入

市では白黒に塗装した青色回転灯装備のパトロール車を新しく導入し、市内における各種犯罪発生防止や子どもに対する犯罪予防のため、今まで以上に市内全域のパトロール活動に力を入れていきます。  
 危機管理室 保(☎438-4010)



まちづくり

保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業

保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業では、駅舎と再開発ビル(・街区)を橋上で接続するペデストリアンデッキ(かさ上げ式交通広場)の本体工事を行ないます。工期はおおむね8月中旬～来年9月下旬を予定しています。工事期間中は右図のように歩行者・自動車の動線が変更になるため、近隣・駅利用者などの皆さんにはご不便とご迷惑をおかけしますが、安全を確保しながら工事を進めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

ご存知ですか? 情報公開・個人情報保護制度

市の情報公開制度・個人情報保護制度の概要をお知らせし、昨年度の運用状況を報告します。

総務法規課 〇(☎460-9811)

Q.情報公開制度とは?

A.情報公開制度は、市が保有する公文書を市民の皆さんからの求めに応じて公開し、市政の透明性を確保するための制度です。

情報公開制度による公文書の開示請求は、どなたでもすることができます。

Q.個人情報保護制度とは?

A.個人情報保護制度は、市が保有する個人情報を適正に管理し、利用するための方法などを定め、市民の個人情報に関する権利を守る制度です。

Q.開示請求をするときは?

A. 公開の対象となる文書

市が現に保有する文書で、公文書として組織的に用いられているものが公開の対象となります。

文書の公開を求めることができる方

情報公開制度による開示請求は、市内在住・在勤の方や市の事業に利害関係がある方などがすることができます(それ以外の方でも任意的開示請求をすることができます)

個人情報保護制度による自己情報の開示請求は、原則として市が保有する個人情報の本人の方に限られます。

開示請求の方法

情報公開コーナーにある請求書または任意の用紙に必要事項を記載し、提出してください。請求書は、市のHPからダウンロード可能です。また、情報公開制度による公文書の開示請求は、市のHP(公文書検索システム)から文書を検索したうえで行うこともできます。

開示・不開示の決定

請求があった日の翌日から14日以内(30日を限度に延長する場合あり)に、開示するかどうかを決定し、書面でお知らせします。

救済の手続き

決定に不服があるときは、一定の期間内であれば異議申し立てをすることができます。異議申し立ての内容によって西東京市情報公開審査会または西東京市個人情報保護審査会に諮問されます。市では審査会の答申を尊重して、開示・不開示を決定します。

また、決定について処分の取り消しの訴えを提起することもできます。

❖情報公開コーナー(両庁舎1階)

市で発行する資料をご覧いただけます。

利用時間 月～金曜日午前8時30分～午後5時(祝日を除く)

❖公文書検索システム

市が保有する公文書の検索や情報公開制度による開示請求を市のHPからすることができます。また、ご希望の方には、開示文書を自宅のパソコンで閲覧することもできます(詳しくは、市のHPをご覧ください)

❖平成19年度の実施状況

情報公開制度の運用状況		個人情報保護制度の運用状況	
公文書開示請求等件数	合計76件 〔内訳〕 全部開示決定 24件 部開示決定 43件 不開示決定 9件	自己情報開示請求件数	合計2,516件 〔内訳〕 全部開示決定 2,510件 不存在 6件
異議申し立て件数	0件	異議申し立て件数	0件